

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年10月23日（金）午後3時から午後5時3分
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 石井俊和（東京地方裁判所刑事部判事）  
裁判官 安藤範樹（東京地方裁判所刑事部判事）  
検察官 築雅子（東京地方検察庁公判部副部長）  
検察官 今村智仁（東京地方検察庁公判部検事）  
検察官 鈴木望（東京地方検察庁公判部検事）  
弁護士 安田隆彦（東京弁護士会所属）  
弁護士 倉持正勝（第一東京弁護士会所属）  
弁護士 牧野茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

## 4 議事概要

### 司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日司会を務めます東京地方裁判所刑事第17部の裁判官の石井と申します。よろしく願い申し上げます。

本日お集まりをいただいた皆様に御担当いただいたのは、覚せい剤を中心とする薬物犯罪です。内容としては輸入もありますし、密売等もあります。各種法令の名前はさまざまですが、薬物を取り扱って、しかも事実関係については争いがない事件を今回は選ばせていただきました。その趣旨は、恐らく日常生活において普通の方が覚せい剤であるとか麻薬であるとか、そういういわゆる違法薬物と接する機会というのは新聞報道だったりマスコミ報道だったり、そういうもの以外にはそもそも情報に接する機会がないんじゃないだろうかと考えたからです。こうした薬物犯罪について特に量刑を判断す

るに当たって、その必要な情報をどのように当事者から提供し、また最終的な評議としてはどのような形でそれを具体的な結論に結び付けるのかと、そうした作業をするに当たって、皆さんから御意見を承ることによって、よりよい主張・立証のあり方、さらには評議の進め方といった点についての御助言をいただければと考えてお集まりをいただいたということになります。

それでは、前置きはこのくらいにいたしまして、まず御出席いただいた方の事件を私のほうから簡単に御紹介をした上で、それぞれの方から裁判員裁判に参加された感想を一言ずつお聞きしたいと思います。まず、1番の方が担当されたのは、女性2名の被告人による覚せい剤の営利目的輸入の事件でした。ほかにも複数名の共犯者がいるとされる事件で、特徴的なのは今申し上げたとおり同時に2人の被告人を対象とするということと、覚せい剤の量が非常に多いという点かと思います。また、それぞれの被告人の役割や被告人相互の関係といった点についてもさまざまな主張・立証がなされたようです。それでは、1番の方よろしくお願いします。

## 1 番

覚せい剤ということで、新聞とか、それからテレビ、いろんな報道でどういふものかということとは分かっておりましたけれども、実際大量の覚せい剤を見たりとか、それから暴力団の関係ということとかもろもろ、本当に私どもの一般生活の中では関係ないというふうに思っておりましたけれども、これを要するに普通の方に販売、販売と言ったらおかしいんですけども、売ったりしたときには、どれだけの人がどういう被害に遭うか、要するに覚せい剤は人間が駄目になるという、本当にすごく怖いんだということを徐々に感じていきました。映画とかテレビとかの裁判の場面ではいろいろ見えていますけれども、実際自分がその現場に立ってみますと、いろいろ分からなかったりとか、ああすごいな、今私はこの現場にいるんだみたいな感じがあったりしましたけれども、密輸をしてどうこうという結果的なことを真剣に考え

ましたら、これは本当に真摯に受け止めて考えなくちゃいけないなというふうにはすごく考えました。そして量刑についてなんですけれども、これについてもいろんな話を聞いたりとかグラフを見たりとかして、前例に合わせてみたいなことにはちょっと疑問を感じたりしたこともあったんですけれども、裁判員として出席をいたしまして、いい経験と言っていいのかどうか分からないんですけれども、大変な事件がすごくいっぱいあるんだなというふうに思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。次に2番の方に担当いただいた事件ですが、被告人が、暴力団組員だったようで、報酬を受けることで海外からの郵便物を受け取ってくれないかと頼まれて、これを承諾し、海外から覚せい剤が郵送されてきたという内容です。この事件で一つ特徴的なのは、それが税関で引っかかりまして、中身を入れ替えるという作業が行われ、よく似たものとして氷砂糖に替えられ、それが当初の予定どおりの被告人方に配達されて、被告人がそれを受け取って開けるとその開けたことが捜査機関に分かるようになっていて、そこに警察官が踏み込んで逮捕された事件です。特殊な捜査手法が組み込まれた事件だったかと思います。それでは、2番の方よろしく願いします。

2番

こういう覚せい剤なんかの犯罪をよく目の当たりにはしませんけれども、税関の方からよく話を聞きまして、今さら驚くことはないんですけれども、今回の裁判のときに思ったのは、暴力団組員もよく勉強してるなということです。非常に裏の話がうまいなと思いました。そんなことをちょっと実感したので、別に驚く話ではありませんけれども、私は普通に受け止めてました。そんな感想です。

司会者

ありがとうございました。次に3番の方の事件ですが、この被告人はもともと自分が覚せい剤を使用していたんだけど、インターネットの掲示板で暴力団組員と知り合って、その組員の覚せい剤密売を手伝うようになり、さらには半ば独立をして密売を業とするようになったという事件です。それでは、3番の方お願いします。

### 3番

裁判員制度についてはいろんな形での報道で知ってましたけれども、自分の近い知り合い、周りでそういった経験をしたという話は聞いたことがなかったので、今回自分がその当事者というか役割を担うことになったことについては、大変驚いたと同時に大変光栄に思いました。今回の薬物に関しての事件については、どういうふうに言えばいいんですかね、インターネットとかメールとか、携帯電話もそうですけれども、そういったものが普及して、便利さがゆえに、その特殊な、例えば暴力団とかということではなくても、簡単にそういった商売というかビジネスに手を染めたりとか、購入するほうも逆に、購入しやすくなったという言い方は変ですけれども、本当に身近な形で、ついうっかり手にしてしまいやすい環境に、今のこの社会というか現代社会はなっているので、より自分に強い意志を持っていないと、そういったところに落ちていってしまうのかなというのが参加して感じました。以上です。

### 司会者

ありがとうございました。続きまして4番の方の事件は、やはり密売の事件ではあるんですが、売る商品のバリエーションが非常に多様であり、覚せい剤、麻薬、大麻、いずれも販売を手がけていて、月に約300万円の売上げがあったというものです。もともとは別の仕事をしていたんだけど、金が欲しくてということのようです。それでは、4番の方よろしくお願いします。

#### 4 番

私自身は覚せい剤って十把一絡げで考えていましたが、いろんな種類があって、全部に各法律があるんだなということを初めて知ったということと、その頃、脱法ハーブという名称だったものが、いきなりマスコミで危険ドラッグに言い方を変えようみたいな動きのときでしたので、本当に覚せい剤や大麻って何のことみたいに生活していました。この裁判員裁判に参加させていただいてからは、報道とかを見るたびにこのときのことをいつも思い起こすことになってますが、それが悪いことではなくて、私にとってはとても人生でプラスになった出来事でした。以上です。

#### 司会者

ありがとうございました。5 番の方は、実は先ほどの3 番の方の事件と同じ事件です。インターネットの掲示板で暴力団と知り合って、その後密売をするようになったという事件です。それでは、5 番の方よろしく申し上げます。

#### 5 番

私は学生のとときに、マウスに覚せい剤を投与してその行動を観察するという実習をしたことがあります。非常におかしくなっておびえたり、さまざまな恐怖におののいたりして問題行動を起こすことを見てとてもショックに思いました。その後、映画とかニュースでは覚せい剤の事件のことをよく聞いて、生活の中にないわけではなかったですが、実際に覚せい剤を使用しているとか使用したとか売っているとかそういう人と接することは今まで一度もありませんでした。それで、この裁判に関わることになりまして、その実際の取引が、身近なファミレスや私も食事をしたことがあるところで淡々と取引をされていて、また、普通の会社員やそういう人もどんどん関わっていつてしまっ、自分ではやめようと思っても取り返しがつかないという悪循環に入っていくのが裁判の中から見えました。検察官がきちっと組み立ててい

くことも、話も組み立てて理解できまして、非常によい経験ができました。  
これから覚せい剤がない社会ができるために、裁判というものがとても大切  
だと思いました。

司会者

ありがとうございました。続いて6番の方の事件も、これも麻薬、覚せい  
剤、大麻を密売をしていたという事件ですが、この事件の特徴としては被告  
人に覚せい剤、薬物関係の前科が相当あったということです。まず覚せい剤  
の密売で処罰を受けた前科もありましたし、直近2回ほどやはり覚せい剤事  
犯で検挙され、前の刑の仮釈放中に今回の密売を開始したという事件のよう  
です。それでは、6番の方お願いします。

6番

事件とは直接関係ないんですけども、裁判員制度に参加させていただいて、  
事務方の対応が非常にすばらしくてスムーズに参加することができたことを  
感謝したいと思っております。担当した事件ですけれども、再犯を重ねて自  
分も使用し、販売もしているというような被告人だったんですけども、そ  
の手法が非常に稚拙というか、例えば匿名性の高いネットを使ってるにもか  
かわらず、すぐにばれるようなことをしていたりとか、いわゆる簡単に参加  
できてしまうというところがちょっと気になったところです。裁判自体は、  
争点はありませんでしたので、淡々と進められ、あとは弁護人が情に訴える  
ようなことをおっしゃるんですけども、ちょっといわゆるスケジューリン  
グですとかプランとかいったところの内容が余りなかったものですから、相  
対的に情に訴える部分と絶対的な数値との相反するところがちょっと印象的  
な裁判でした。以上です。

司会者

ありがとうございました。7番の方の事件は、今回御参加をいただいた事  
件の中で唯一外国人の被告人の事件で通訳を介して公判が行われたというも

のです。被告人が、海外から覚せい剤を送るので、日本で受け取ってほしいと頼まれて、報酬を受け取る目的で承諾し、日本に住む友人に代わりに受け取るように依頼して、その友人方宛てに覚せい剤が郵送されたという事案です。それでは、7番の方よろしくお願いします。

## 7番

覚せい剤については、テレビやドラマや映画の世界だけのことで無縁だったんですけども、身近でこういう事件を感じてみて、とても何か覚せい剤の重大さとか人の命とか、人間すらも変えてしまうようなとても怖いものだなということをととても実感しています。この事件の内容をいろいろ体験して、むやみに荷物とか郵便物とかを受け取らないように、心がけて注意できますし、何か知らない人から物とかは受け取れないんだなという心構えができ、とても勉強になりました。

## 司会者

ありがとうございました。それでは、まず皆さんにお伺いしたいのは、覚せい剤というもの、これについては恐らく主としては検察官のほうからその害悪なり社会的な危険性といったものが主張ないし立証されたかと思います。その主張・立証の説得力というか感銘力というか、そういうものに関連して何か印象を受けた点があれば御教示をいただければと思います。検察官の主張・立証に触れられて、こんなところはよかったな、あるいはここはちょっと薄かったな、何でも結構です。何か印象に残っているところがあればお話を伺いたいと思います。1番の方いかがでしょうか。

## 1番

今回の事件の量の覚せい剤を使うと36万回分ということでした。末端価格にすると、7億6000万円ということですね。覚せい剤って、大体が密輸ですよ。そのことに関して、もうちょっと、36万回分と言いますけれども、1回使うとそれがまた使いたくなってしまうということですよ。1

回ずつ使えば36万人分ということなんですけれども。そういった部分で、  
どういうふうな形でどういうふうになっていった人間がこういうふうになる  
んだというようなことを、もうちょっと覚せい剤について怖いんだというよ  
うなことを、我々がテレビとかで知ってるぐらいではなく、この裁判におい  
てもうちょっと深く掘り下げて分かっていけばいいかなというふうには思い  
ました。量刑に関しても、そういう部分がよく分かっていけば、それに対し  
てどれぐらいだということもできたんじゃないかなというふうに思いました。  
以上です。

司会者

ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。

2番

私は裁判員やったよと、こんな感じだよと言ってあげるんですね。やっぱ  
り世間の人には初めて聞くわけですから、そういうふうに広めてあげるという  
ことは我々体験した者の役目だと思うんですね。それをどこまで皆さんがや  
っているか分かりませんが、そういうものから始めていかないと裁判員  
制度なんてよくならないと思うし、裁判官を責めても駄目だと思ってますの  
で。さっきも言ったようにこんなものは驚きはしないんだけど、いけない  
よということを体験した者がちゃんと言ってあげなくちゃいけない。その  
ところが一番ポイントだと思っています。

司会者

何か覚せい剤について検察官が主張されたことで印象に残っているところ  
はありますか。

2番

いや、ちょっとそれは覚えてないので、ごめんなさい。

司会者

分かりました。3番の方はいかがでしょうか。

### 3 番

いわゆる一般的な覚せい剤のイメージというんですか、もちろんよくないことだということはある程度分かっているつもりであるのと、もちろん検察官からそういった常用性の問題だとかも説明を受けて、それについてもごく普通に、うん、うんという形だったんですが。今振り返って思うと、昔テレビで、ちょっとコピーは正確じゃないけれども、例えば「覚せい剤やめますか、人間やめますか」的なコマーシャルを目にする機会というのがちょこちょこあったように記憶しています。ただ、今そういうのって何か規制があるのかちょっとよく分かりませんが、あんまりそういうのがコマーシャルに流れることというのは記憶にちょっとなくて、そういうものの何というんですかね、情報を見るというのは、例えば警察署に行くとそういったポスター的なものが貼ってあるぐらいかなと思うので、その辺がもうちょっと、国としてと言うと大げさかもしれないけど、そういったのをもう少しいろんな形で、マスコミなのか国なのかちょっと分かりませんが、国民に伝えていく必要があるのかなというのは思いました。

### 司会者

ありがとうございました。次に4番の方はいかがでしょうか。

### 4 番

私のときは、検察官が具体的に示した量とか値段とか回数とか、それから証拠品をお示しになってくださって、すごい量なんですよというふうに理解させていただいたこととかがすごく印象に残ってます。後で休憩のときにもよく見てくださいねと裁判官から言われたのですが、皆さんが証拠品として見てらっしゃった場面を遠巻きに自分は何となく見ていたという覚えがありました。これが商売になって、被害者なき犯罪みたいなことも何か小耳に挟んだりしたときに、これが社会悪なんだというような、何か寒々したような、何かそんなふうに見ていた自分自身を今思い出しました。以上です。

司会者

ありがとうございました。5番の方はいかがでしょうか。

5番

覚せい剤の1グラムがどのぐらいの重みがあるかということを知らないでこの裁判員裁判に臨みました。検察官から使用量のこととか使用回数的な、何というか、その1グラムが何回分ぐらいでどれぐらいの頻度で使うかみたいなニュアンスの説明があったりして、被告人がやってることはこれぐらい社会に対して悪をもたらすんだということが分かりました。非常に暴力団とかそういう遠い世界の犯罪だと思っていたんですが、それが身近なところに手軽なコンビニ感覚で広がってきているというのがとても怖いと思うような事件でした。サプリのように体にいいみたいな宣伝もあったりして、そういうのも含めて検察官からどのように悪いことかということの最初に説明があったのが、引き込まれないで客観的に判断できるとてもよい助けとなりました。

司会者

ありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。覚せい剤の害悪という点についての検察官からの主張・立証という観点についてですが。

6番

回数とか重さとかを教えていただいたんですけども、確かに一般的な生活をしているとその実感が湧かないということがちょっと印象にあります。あと、再犯を重ねている被告人だったんですけども、取り扱っている量が少なかったので小規模の犯罪ですというふうに判断されるところに少し違和感を覚えたのを記憶してます。以上です。

司会者

ありがとうございました。7番の方はいかがでしょうか。

7番

覚せい剤の実物を見せていただいととても衝撃的だったことと、見れたことがすごい貴重だと思ったんですけども、とても多い覚せい剤を売られてるということは、それだけ使用している人もたくさんいるということに、とても何か衝撃的で、害があるというのは多分分かってるんだとは思いますが、興味本位で使用してしまう人などもいると思うんですけども、もうちょっとそういう危険性についてテレビとかで特集として報道すると、もうちょっと一般の方とかにも重みを感じるのかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。何人かの方から、もう少し掘り下げて、あるいはもう少し覚せい剤の怖さを、裁判だけではないのかもしれませんが、理解できるように広報等も努めてくれたらというお話がありました。具体的に当該事件でももう少しこの点が足りなかった、あるいはこの点がもう少しあったらなというようなことをお感じになった方はいらっしゃいませんか。1番の方はもう少し覚せい剤の怖さをというお話でしたが、具体的にどんな感じだったらいいかなというようなイメージみたいなものはありますか。

1番

どんな感じというよりも、要するに裁判になって捕まったその事件というのは氷山の一角だというふうに聞かされました。氷山の一角であって、どれだけの人がその被害に遭ってしまうか、再犯を犯しているかということを考えれば、これだけのものを密輸したから大体これぐらいの刑であるという、前例がこうですからというようなことで決めていましたけれども、前例は、やったその裁判が前例になるようにという感じで、いろんな条件、いろんなことがあるかなとは感じています。以上です。

司会者

ありがとうございました。3番の方は、「覚せい剤やめますか、人間やめますか。」というのは、記憶としては小さい頃ごろんになった感じですか。

3 番

そうですね。かれこれもう 30 年ぐらい前だと思います。

1 番

そんな前じゃなくてもやっていましたよ。

司会者

それに比べると今のアピールはちょっと弱いという感じですか。

3 番

そうですね。あんまり目にする機会が少ないかなというのが私の感想です。

司会者

事件に限らず一般的な意味での覚せい剤のイメージが今どういう状態かというのをちょっと伺ってみましょうか。例えば 7 番の方は、事件をごらんになる前とごらんになった後で何か見方が変わったというようなことはありますか。

7 番

結構見方が変わりました。覚せい剤の事件は、有名人とか芸能人が覚せい剤をしてましたという報道で、すごい身近に感じたりとか、気に留めることができたんですけども、有名人だけではなく、こういう本当にごく普通の一般の方が使用されてるとというのが、ちょっと何か複雑な気持ちです。それもとても高い金額で売られて、それを 1 回使ってしまうともうやめられないということなので。買う人もいれば売る人もいるし、売り方についても、すごく巧みに隠しながら日本に運ばれてくるので、そういうことについてもとてもびっくりしたんですけども。覚せい剤の裁判に携わったことで、よりやっぱり慎重にしないと感じます。病気の方とかいっぱいいるんでしょうけども、睡眠薬にしろ何にしろ、常備して依存するということは何でも怖いことだなと思いました。自分の気持ちをしっかり持ってないと、惑わされたりとか、そういう薬に頼ってしまう弱さとかもあるんだなって思いました。

司会者

ありがとうございました。6番の方は事件に参加する前と後で認識が変わったというようなところはありますか。

6番

ちょっとこれは個人的なことになるんですけども、私の参加させていただいた裁判の後に禁煙をいたしまして、そのフラッシュバックを今受けているところです。再犯性の高い犯罪の中で、自分がそういうことを経験するということがなかったんですけども、たまたま禁煙と重なって、薬に依存しながらどうにか抑えてみたりとか、それから、ある程度落ち着いてきてもいきなり何かまた元に戻りそうな感覚を得たりとかして、そうか、こういうことが起こってるんだなというちょっと実体験をすることがありました。以上です。

司会者

ありがとうございます。5番の方は従前、動物実験でこの覚せい剤の効果というものを目の当たりにされていらっしやったということですが、覚せい剤についてのイメージというのは事件の前後で変わりましたか。

5番

実験では、覚せい剤によって交感神経とかがどういうふうに変化していくかというのを見ていったわけなんですけども、それは動物に対する量だから極端に出るような形になってるんです。実際今回の事件を通して、非常に身近で入り口がとても甘いというか、おしゃれというわけではないですけど、ちょっとモダンな体験をするというか、何か決して、言っているのか分からないですけど、やくざとかそういう世界の人だけではなく、芸能人の世界だけではなくて、ちょっとストレスを感じたから気持ちいいからやってみようかなみたいな、何か入り口が甘いんだなということにすごく恐怖を感じました。価格も、もしかすると高校生でも一度やっていい思いをしてしまうと入

ってしまうような価格であって。まず先に、先ほども述べられてたんですけど、「人間やめますか」というどのように悪くなってくるかというのは、意識がまだ私たちにそれほどないように思います。大人なのでやっちゃいけないということは分かってるんですけども。例えば、芸能人が何回も再犯で捕まって、3回、4回ぐらいまではニュースになってるんですけど。以前、有名人がまた捕まっているというのを知ったんですけど、それは大したニュースにもなってなくて、そういうふうにならなくてもやめなきゃと思ってもやっちゃったり、体がぼろぼろになってしまうということがあると、悪循環がどんどん止まらなくなるから、最初にやっちゃいけないんだ、最初にやらせちゃいけないんだということが、もっと伝わるような広報活動ですとか、こういう裁判員とかを経験したことで宣伝しないといけないと思いました。やっぱり覚せい剤がすごく身近に迫ってるんだなという恐怖を感じました。

司会者

ありがとうございました。4番の方はいかがだったでしょうか。事件に参加する前後でイメージがどう変わったでしょうか。

4番

その当時は本当に覚せい剤とは無縁でしたし、理解もしていませんでした。しかし、裁判員になって勉強してしまっただけですよね。別の裁判の報道を見て、自分が担当した事件の被告人は絶対もう再犯はやらないだろうとか、そんなふうに思い起こしてました。被告人自身も絶対やりませんと言い、家族も自分が責任を持って更生させますと言っていたので、本当にこういう薬物というのは環境が大きいんだろうなという印象ですね。ニコチン中毒とかカフェイン中毒とか何とか中毒とかいって、中毒性、常習性みたいなものって身近に形は変わってもあるものだけれども、覚せい剤は法律で禁止されていること、それは本当に犯罪なんだという認識を皆さんに植え付ける方策、何かもっと植え付けるような小さな頃からの教育とか環境とか、報道とか、そ

うということが本当に社会全体の中で大事なんじゃないかなと思ってます。

司会者

ありがとうございました。ここで、主としては害悪についての立証責任を負われている検察官の築検事から、日頃御苦勞される点など、あるいは皆様に質問などがあれば伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

築検察官

検察官の築でございます。今日は本当に貴重な意見をありがとうございます。検察官の立証の中で足りない点を御指摘いただきましたが、覚せい剤がとても怖いものだと思っていただいたことについてはとてもありがたいなと思っております。私は千葉地検に勤務していたこともございましたので、密輸の形態はたくさん見えています。密輸、つまり日本の社会に入れないということがとても大切ですので、警察のみならず税関、又は麻薬、又は海上保安庁の人間が日々いろいろ努力した中で入れないという形にしています。ただ、実際に日本で覚せい剤を使っている人間がいるということは、日本の国内に入っているということですので、それについてはまた摘発をしていかなければいけないということになっています。今皆さんのお話を聞いていて、密輸の関係で摘発している量、又は日本国内でどれぐらいの件数が検挙されているかということだけではなくて、実際に体に取り込んだときの害悪がどういう形になっていくか、又はその致死量がどれぐらいなのかといものについて、もう少し具体的に分かるような事例を出していくのも大切なのかなと思ったんですが。私も、「人間やめますか、覚せい剤やめますか。」というので、怖いというのはある程度社会の中に分かってるのかなとは思いますが、体感するような立証という意味では具体的事例があったほうがよろしいのかどうか、何か思いつくようなところがですね、実際に知り合いの方がとか知っている方のまた知っている方が実はというのがあって、ほかの何かの睡眠薬中毒の関係とかでとても依存性を解決するのに苦勞したということであれば想

像しやすいのかもしれませんが、なかなかそういうようなことは日常生活でないかと思しますので、そういった具体的な体に対する影響についての事例が入っているほうがいいのかどうかについて、御意見がある方がいれば伺いしたいなと思うのですが。

司会者

今の点いかがでしょうか。

2番

普通の人にはね、お酒を飲んで皆紛らわすんだけど、覚せい剤を使うという根拠がいまいちよく分からない。今お話がありましたけども、例えばストレスがたまったりとか、疲れたとかってあるけども、本当に何で使いたいのかわよく分からない。私たちは、どっちかというとならしたら日本酒飲んだり、ウィスキーを飲むんですけど、そうではないわけじゃないですか。初歩的なところで、なぜ覚せい剤を使いたくなるのかという点を聞きたいですね。

築検察官

人それぞれは理由があるのかと思うのですが、入り口のところで、例えば、同じ会社の職場の人間が使っている、疲れが取れる、又は、やせるよとか、いろんな話の中でやっていて、大丈夫だよみたいな話の中で使っていくパターンというものもあるのではないかなと思います。一回やることによって、体に合わないから使わなくなるという方もいますけれども、その快感が得られるということになって、またもう一回使ってみる、またもう一回使ってみる。そして使うことによって、体から抜けている期間というのがありますと、物すごい脱力を感じるとよく言われてますので、そうするとその脱力をまた回復するためにまた使いたくなるという形になっていくのかなというのがあります。しかも、これは別に調べの中で私が聞いたというわけではないですけども、覚せい剤でもうけたいという方々があります。そちらのほうからも、例えばしばらく買ってこないということであれば、電話履歴なり

何なりでたまに、また会ったときとか、知ってる方に、どうですかという話はないわけではないのかなと思います。さらに最近では日本でも、特に東京はバリエーションが増えていて、覚せい剤だけではなくて、大麻、又はコカイン、そして危険ドラッグと言われているものもやはり増えてきています。指定薬物の関係についても、個人で、自分で使うために密輸しているという例も摘発され、起訴されている事件もありますので、入り口のところは、快感、楽しみたいというところの生活の中で、ほかの人がやっている、報道で聞いている、またインターネットで見たというところから入ってきてしまっているのかなと思います。

2番

お聞きすると、それはある意味、お酒を飲む感覚と同じじゃないですか。今いみじくも言っていたお金、そっちがやっぱり本当のウエートですよ。

築検察官

はい。摘発についてはいろいろ頑張りたいと思っています。

司会者

害悪についての具体的な肉体に対するダメージについては、人間に投与して実験するわけにはいきませんので、どういう形でやるのかというのはいろいろ工夫の余地があるかと思いますが、そこをもう少し踏み込んで立証してほしいかなと思われる方はいらっしゃいますか。逆に、そういうところはどのように思われますか。

5番

実際に覚せい剤を使用した人が周りにいません。芸能人が捕まったときなどは見ますが。ですので、例えばたばこを続けていると肺がんがどれぐらい増えますよとか、肺がこんなふうになりますよとか、心筋梗塞がどれぐらいアップしますよとか、たばこに関してはそういう情報が入ってきて、法律で

禁止はされてませんが、やめたほうがいいなと思ったりしてやめられる方がいるんですけど、覚せい剤はやっちゃいけないんだらうなと漠然とは思ってるんですけども、実際に何か歯がぼろぼろになったりするとかそういうのは聞いたことがあるんですけども、どれぐらいやめられなくて苦しむのかとか、そういう顛末が分からなくて、捕まったというそういうところだけが華やかに出るんですけども、その顛末も含めて、どれぐらい勧めてはいけないものなのかとか、周りにもし見かけたら絶対にやめさせなければいけないものなのかということが分かりにくいです。また、捕まっても、芸能人の裁判などを見ると、初犯は別に日常生活が変わるわけではなくて、勾留はされるんでしょうけど、実刑とかはないようなので、将来に与える影響が大きい割にはどうしてもみんな軽く考えがちというところがあるんだなと思います。それで、できればもう一回覚せい剤をやる前にやめるようにしていただけるような仕組みがあったらいいなと思います。

司会者

どうぞ、1番の方。

1番

覚せい剤については、もともと絶たなきゃ駄目というのが基本だと思うんです。もとなければやる人もいなくなるというふうなことなんですけれども、たばこにしてもお酒にしても何にしても体のためによくないですよと分かっているんですけども、覚せい剤も、ストレスを解消する、疲れを取るとかというんで売っていて、簡単にインターネットとか何とかで手に入る、だから買ってしまおうというふうなことなんですけれども。でも、その根本を考えたら、覚せい剤についてはほとんど密輸ですので、先ほど検察官がおっしゃったように、水際で対処しなければいけないということなんですけれども、それが完璧にできないので捕まるのは本当に氷山の一角であって、どれだけが出回ってるかということですよ。要するに国民に分からせるという

PRをするということも一面。もう一面は、外国で覚せい剤に関する犯罪をしたら死刑だというふうなところもありますよね。ですから、もう一生出てこれないみたいな感じの刑にしておけば、暴力団以外で個人が使おうと思って簡単に持ち込もうなんていうこともなくなってくると思うんですよね。刑を重くする、それからもうちょっと一般国民に体によくないということをもっともっとPRをするということが絶対必要じゃないかと思うんですよね。

司会者

ありがとうございます。それでは、ここでちょっと角度が違う関わり方となりますが、弁護人の立場というのは、法廷では被告人について有利な情状を立証する傍ら、恐らく本人に対しては覚せい剤の害毒を説明し理解を求めて、やめさせるという方向の活動も御苦労されてきたのではないかなと思われれます。そういった観点から、弁護士の立場からこれまでの議論を伺っての感想なりあるいは質問なりがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

安田弁護士

東京弁護士会の安田と申します。長く国選弁護を中心にやっていると、まず多かったのが覚せい剤の事案です。そういうわけで、「人間やめますか。」という有名なテレビCMのキャッチフレーズですね。あれは非常に効果的だったと思います。そういう時期がありました。だから、かなり一般に害悪というものは広まったんだろうと思いますが、「被害者なき犯罪」という概念は犯罪学でもあるんですが、あれがはびこると、ちょっと勘違いする人が多い。実は覚せい剤というのは副次的な犯罪とか損害が多くて、ちょっと検察官的な発想になりますが、もちろん暴力団の資金源だとか、今だったら国際的な犯罪組織の資金源等になりますので、非常に強烈な問題が実はあるんです。その認識は、我々は酒やたばこは違います。私は酒もたばこもやってますし、なかなか酒はやめられなくて苦労したとかですね、今もた

ばこはやめられないとかありますので、さっき6番の方が言ったことはよく分かります。本質的に依存性は一緒だと私は思うんですね。ただ、その害悪度が全く違うのでということですが、その啓蒙活動というのかな、広報活動をもっと行ったほうがよいと思います。私は最近警視庁や警察庁が何でやめたのかなと、少なくなってるなというのは痛感しますね。ですから、こういう裁判員裁判を通じて、実は覚せい剤事犯というのは量刑が非常に難しいということがあって外すべきではないかという議論もありますが、やはり私は裁判員というのは単にそこの一事件を処理するというだけではなく、国民がこの国の制度としての裁判員制度というのに初めて我が国が真剣に立ち向かったことなので、国民の皆さんが、そういうことを通じ大いにその辺はPRすべきだと思います。

それから、最近やはり多いのは外国人犯罪です。国際犯罪で一番多いのは先ほど検察官がおっしゃったように成田とか羽田の事案で、密輸です。私も実は担当しまして、外国人の事件でしたけど。外国人の場合は多くは否認します。それをきちんと無罪主張をして弁護をやるというのは、我々にとっては至難のわざです。しかも外国人の場合、日本人の場合とちょっと違って、当たり前ですけど、コミュニケーションギャップがある。そうすると、やはり無罪主張をする場合は非常にやりにくいです。そういう中で弁護人も、しかしながら唯一の被告人の利益の保護者として活動しなきゃいけない立場にあるということで、かなり荒唐無稽な弁論もしますけれども、御理解いただきたいです。私の事件の場合はかなり温かく裁判員の皆さんと裁判官が見守ってくださったんで十分やれましたけれども、結論は別として、そういう弁護人の立場も御理解いただきたいです。密輸の場合はですね、現実的に客観的に覚せい剤はもうあるわけですね。それで、どうして持っているのというところで、いろんなプロセスを言ったり屁理屈を言うわけですが、非常に至難のわざです。しかしながら、はめられる人もいるかもしれない。そう

いうこともどこかに片隅に置いていただければという感じです。

司会者

ありがとうございます。それでは、今御苦勞されていたという、今度は弁護人の活動について皆さんの御感想を伺いたいと思います。何人かの方から情に訴える弁護という言葉も出ましたけれども、それぞれ御担当された事件についての弁護人の活動について御記憶に残っている点、あるいはこの点はまだもう少しこうしたほうがいいんじゃないかと思われた点などがあれば、お聞かせをいただければと思います。1番の方よろしくお願いします。

1番

情状酌量という言葉がございますよね。今回私が経験した事件の被告人は、お子さんがいるお母さんで多少の情状酌量をとるという弁護があったような気がするんですね。情状酌量ということは弁護人が一応述べてはいましたけれども、多少の考慮はあったか、今ちょっと記憶はしてないんですけれども。実際もうやったことは被告人は認めているわけですから、量刑に関してということだったので、弁護人が、例えばもし自分が被告人の席にいたらどうか、もうちょっと強く弁護してくれたらいいのかなと思ったりしたんですけれども。今、弁護士がおっしゃったように、多少ちょっと頭の隅に入れておいてみたいことがあったんですけれども、やっぱり難しい問題だな、覚せい剤についてはいろいろ難しいなということは本当に感じます。以上です。

司会者

ありがとうございました。2番の方の事件については、覚せい剤だと確定的に分かっていたわけではない、覚せい剤かもしれないなという程度の認識だったというような事件だったようです。その点も弁護人のほうでは理解してくださいというような弁論をされたようですが、いかがでしょうか。

2番

やっぱり弁護士だって多分やくざや暴力団の弁護というのはあんまりやり

たくはない、人間の本質としてやりたくないと思うんです。だけどやっぱり専門の方がいるらしくて、型通りの弁護をしていたかなという気がしました。それが印象に残っています。

司会者

ありがとうございました。3番の方はいかがでしょうか。

3番

あくまで自分が今回参加した案件に限っての話だということだと思わずけど、まず、弁護人の主張と検察官の主張のプレゼン能力の差と云えばいいのかな。資料の作り方にしても検察官のほう为抓手り込んで、見る側にとって見やすい作り方でした。例えば色を使ったりとか表を使ったりとか。弁護人のほうの資料のほうは、ワードかエクセルでベタ打ちでみたいな形の羅列的なものだったので、比較的そのポイントだったりとか論点が分かりづらい文章でした。それはもしかしたら弁護人のパワー、そのときは二人の弁護人がいて、検察官は席には3人ぐらいいて、もっと後ろにはかなりいたのかもしれませんが、そのマンパワー的なものでそういった差が出たのかなともちょっと思いました。そのときの弁護人と被告人とのコミュニケーションが少し足りなかったんじゃないかなというのを感じたのと、証人である被告人の母親とのやり取りも、もう少し詰めていたら、もう少し被告人に有利な情に訴えるようなしゃべり方とか内容について言えたんじゃないかなと思うと、効果がなかったんじゃないかなというふうに思えたので、今回、自分が体験した中では、完全に弁護人と検察官との差があったんじゃないかなというのは率直に感じました。

司会者

ありがとうございました。4番の方の事件では、先ほどちょっとお話があったとおり、御家族が法廷に来られて、今後の生活設計というようなことをお話しされた事案でした。それも含めて、弁護人の活動についていかがでし

ようか。

4 番

弁護人は家族の手紙を読んでいました。それから、自分に弁護人として依頼が来た経緯を話して、ものすごく情に訴えられました。もう本当に当事者たちも被告人も泣きの涙でそれを聞いていて、私も実はもらい泣きしたのを覚えてます。そこだけが私の頭の中の半分以上を占めてる、すばらしい弁護人でいらっしゃいました。以上です。

司会者

ありがとうございました。5 番の方は先ほどの3 番の方の事件と一緒にですが、補足しますと、一応被告人が本当に独立して商売をしていたのか、それとも手下として使われていたのかというところに若干評価のところで争いがあった事件のようです。いかがでしょうか。

5 番

当初は、もう事実関係が分かっている事件ということだったんですが、公判の最中に、被告人が、自分が主導的に密売していたのではなく、一度証人として出て帰ってしまった暴力団の手下として、その指示を仰いで密売をしていたみたいな話になりました。自分が企んだことなのか、それともやらされていたのかということは結構大事なことだったんですけども、裁判になって急に出てきたために、その証人の話を聞くことができないまま終わってしまったので、そこがもうちょっと裁判が始まる前に分かって計画的にお話が聞けたらよかったなと思います。

司会者

ありがとうございます。6 番の方の事件については、密売の規模が小さいというようなことが弁論でも主張されていたようです。弁護人の活動について御感想をお聞かせいただければと思います。

6 番

私が担当させていただき事件は、再犯を繰り返している被告人で、しかも事実関係を全部認めてたので、弁護人は非常にそういったところを論争にするチャンスもなかったというのは感じました。争点は、被告人が罪を償われた後どう更生していくかということの部分をアピールなさっていたんですけども、どうしても具体性に欠けるようなことにしか感じ取れないような内容でした。というのは、どうやって更生していくのかとかいう具体性は特に示されずに、関係者が面倒を見ますというようなことの主張の一点張りだったので、なかなか受け入れにくいような状況でした。また、関係者を見つけるのも苦労したとは思いますが、事件に関係している方だったりとか、面倒を見ますという人でも、質問されると余り具体的な数字が出てこなかったりとか、ちょっと事前の打合せが少し足りないのかなと思いました。納得できるような部分がちょっと必要だったというふうに感じました。以上です。

#### 司会者

ありがとうございました。7番の方の事件は、先ほどお話のあったややコミュニケーションがとりにくい外国人の事件で、しかも今後の更生といっても本国に帰る可能性がある被告人ということで、弁護人としても恐らく難しい側面があったのかなという気はしますが、弁護人の活動について御感想などあればお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

#### 7番

とても若い被告人だったので、日本で日本語を勉強して通訳をしていきいたいとか、今後の活動についての目標とかもあったし、親御さんからのお手紙で、とても家族関係もしっかりしたことが拝見できたんですけど。そのうち質問によってだんだん暴かれていって、何か初めの言ってることと食い違いがあったりして、結局はお金欲しさに何か意図的に全然関係ない友人の友達とかをだました、ということがわかってきました。若いうちにこういう罪

の重さを経験できたことは、その被告人にとってはとてもいい経験で、更生するチャンスもあったと思います。

司会者

ありがとうございました。安田弁護士のほうから弁護人の立場として経験者の方に御質問などがあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

安田弁護士

覚せい剤の事案なので非常に量刑が難しいことはもちろん分かっている、裁判所も量刑データと前例をきちんと示したり、いろいろ皆さんに御助言を差し上げたと思うんですが。私が聞きたいのは、それ以外の項目で何か皆さんが考えてみたり、重視した事項があるかどうか、あればそれはどういうことであったかということをお聞かせ願えればと思います。

司会者

量刑の要素ということですね。量刑としてこの点は重要なんじゃないかなと、量刑を考えるに当たって、お考えになった点ですね。例えば、輸入で言えば、端的に言えば量とかですね。あるいは密売について言えば期間とか量とか金額とか、いろいろ要素がありますよね。そういった中で、御自身としてこの点が重要なんじゃないかなと思われたというのがあればお願いします。2番の方どうぞ。

2番

量刑で、私は全く素人ですから、みそしょうゆのごとく比較したらいけないんだけど、例えばですよ、100グラムで量刑2年とか、あるいは刑期にしても、お金にしても、100グラム何百万円までとか、そういうやっぱりある程度の目安がないと分からないわけですよ。それはケース・バイ・ケースなんでしょうけども、それが我々国民には全く分からないことであって、専門家でも難しいところだということですよ。だったら、もっと分かりやすいような、グラフでも何でもいいから、こういうものがありますよと。

示していただいたと思いますけども、もっと具体的に、みそしょうゆを買うごとく、そういうふうにはっきり分かることを国民に示すということも必要ではありませんかね。そう思いますよ。

司会者

ありがとうございます。どうぞ。

3番

今の話も、私もそう思ってる部分と、量刑グラフというのを見せていただいて、この案件の例だと大体過去の例で何年から何年が妥当という言い方をしたかどうか分かりませんが、そのような感覚での決定だったように思われます。今2番の方がおっしゃったとおり、こちら側としては、何グラムだったら何年、若しくは何万円だったら何年みたいなほうが確かに分かりいいは分かりいいんですが、自分がその話合いの中で考えていたことは、さっきもいろいろとありましたけど、その人の反省具合がどの程度伝わってきたのか、若しくは、周りのサポートが本当に信用置けるものなのかということです。自分が体験した裁判では、この点の感じが弱かったと思いました。それともう一つそのポイントとなると思ったのが、関わり方、それがもちろん悪いと思ってやって、やったことについては悪いのですが、例えば自分が主体的にやったのか、それとも例えば、変な話だけど家族を人質にとられてるからやらざるを得なくなったみたいなことがあったのかとか、それとも何かそのほかに特別な事情があるかどうか分かりませんが、若しくはだまされてですね、例えば海外からの密輸だったら知らないうちに誰かに本当にかばんの中に勝手に入れられてみたいなこともきっとゼロじゃない、あんまりないかもしれませんがゼロじゃないのかなみたいなところは考慮しなきゃいけないから、多分一律にグラム幾らだから何年みたいなのは決められないんじゃないかなと思います。そういうふうに考えると、やはりその本人なり周りの言葉が、いかに伝わってくるかが自分としては判断基準になりました。

司会者

1 番の方どうぞ。

1 番

量刑に関しましては、もう検察官から誰々は何年というふうに出されますよね。検察官が例えば何年と出す根拠をもうちょっと詳しく、こうでこうでこうなんだから、この被告人は何年であるというふうに詳しく出していただければ、密輸の量も何グラムであるというようなことで、またこちら側でもいろいろ、過去はこうだったからこうなんだというふうなことができると思うんですけれども。ただ、簡単に出したわけではないでしょうけれども、何年というふうに検察官から出されていけば、それが基本となって決めていくということになりますよね。先ほど3番の方がお話ししたように、いろんなことを考慮してとか何とかってありますけれども、随分反省しているからとか、周りのサポートがあるからといっても、実際それが信用できるのかどうかということになると、例えば15年という刑にしても、中に入ってから反省をしていることに関しては、要するに日々の受刑態度ですね。受刑態度がいいと刑が軽減されたりして、早く仮釈放で出てくることがあるので、私たちがいつもいつもその人に接していたりとか態度とかが分かっていたら、随分反省してるなとか、周りのサポートは絶対大丈夫だと分かりますけれども、そういったものというのは、私たちの判断材料にはならないと思うんですね。ですから、検察官が何年という出す刑の決めたことに関してもっと詳しく細かく、こういうことでこうでこうでこうなんだからこの被告人は何年というふうなことを示していただけると、もっとよかったかなというふうに思います。

司会者

そのほかの方で自分としてはこの点が重要だと思ったというところがあれば御意見をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

## 2 番

最終的にその究極の話が裁判なわけだから、そこで全部決めるわけですよ。だから今言ったように値引きするのかお金を増やすのか、消費税を増やすのかという話ですから、そこら辺の決め手は一瞬にその裁判期間中に決めるわけですから、それが裁判なわけですよ。そのときに、例えば私たち裁判員でも一瞬に見抜くような気持ちがないと駄目なんですよ。引きずっちゃいけないんですよ。その場で決めるわけですから。そういうことは絶対に必要だと思って、量刑については今、多分グラフに出していただいた、さっきも言いましたけども、グラフに出していただいた長年の統計ですから、これはこれで忠実に正しいと思っています。単純に言えば、国民的には私が言ったような感覚ですから、それをまた吟味するのが裁判、究極の裁判なわけですから、そういうことで決めてもらっていいんじゃないかなという気はしますね。

## 司会者

話が徐々に量刑のほうに入ってまいりました。量刑の一つの非常に重要な要素としては、先ほど来御指摘があります求刑の在り方、それから覚せい剤事件では比較的弁護人のほうからも科刑意見というものが出されることがあるようです。この事件の中でも何件かの事件では弁護人からも何年が相当であるというような御意見が述べられているようです。この点についてちょっと御感想をお伺いさせていただければと思います。例えば、6 番の方の事件では、求刑が8年で、弁護人のほうからは6年という意見が出ていたようです。弁護人が述べられた意見のインパクトというか印象というか、その点は何か御記憶がありますでしょうか。

## 6 番

今おっしゃられたとおり、いわゆる検察官と弁護人の求刑に関する幅が非常に狭い事案だったので、その中での選び方というのは、やはり選択肢が大

分狭まった状態で皆さんが御判断なさったのではないかと思います。それから、いろいろ資料を見せていただいている中でも、やっぱり相対的な考え方というんですかね。重みが生かされていたのではないかと思います。ですから、どちらかというとい迷いが少ない裁判だったと思っています。

司会者

6番の方の事件では差が2年ということでした。それに対して3番の方と5番の方の事件では、求刑が7年で弁護人は4年相当ということで間に3年の差があったという事件のようです。これをお聞きになったときの感想はどんな感じだったでしょうか。3番の方どうぞ。

3番

自分が言った、恐らく弁護人のほうにもデータがあるので、何年相当というのはある程度分かった上での減軽での4年というのがあったと思うんです。ただ、こちらのほうとして、繰り返しますけれども、いわゆる状況は自白とか監督だとか前科前歴がなかったとかみたいなことでの減軽だったんですが、特に監督という面は非常に感じるものがなく、しかも前科前歴というのはたまたま何というんですかね、まあ言ってしまえば逮捕されてなかったから前科前歴がないということが証言とかその他のことでよく分かったたので、自分としては、その弁護人は減軽する状況ではないのに、あえて一応減軽を主張したというような感じがしました。

司会者

同じ事件を担当された5番の方はいかがでしょうか。

5番

量刑も、その後の被告人に対しても非常に重たい結論ですので、慎重に考えました。弁護人が出した4年も検察官が出した7年というのも、それぞれの話から妥当だと思ったんですが、どれだけ被告人が明確に話して、明確に事件のことを述べてくれたかと、それからこの事件のどこが悪いのかという

ことの受け止め、そして反省があったかということ、あと、今後もう二度とこの裁判所には来ないのか、それともまた来るのかということを考えました。それが4年から7年の幅の中で私たちが話し合ったことになります。

司会者

2番の方の事件も、やはり3年の差があって、検察官の8年の求刑に対して弁護人が5年相当であるという意見をおっしゃったようです。これについては何か御感想はありますでしょうか。

2番

要するに、検察官の量刑ですよね。あと、決定する我々の量刑です。大体いつも裁判を見てたりすると、7掛け、8掛けぐらいなんです。だからやっぱりそういう感覚で多分やってるんだと思う。それはもうしょうがないよね。システムというか、そういうふうにもう慣行慣例みたいになってやってるわけだから。それはちょっと感じましたけども。でも、事件の量刑とはそんなものかなと単純に受け止めました。以上です。

司会者

ここで本日傍聴いただいております報道機関の方から御質問などがあれば、経験者の方に御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

甲社A記者

裁判を取材しております甲社のAといいます。今いろいろ貴重な御意見を伺って、メディアとして薬というのは大変怖いものだということをもっと知らせるべきだという意見もあったと思います。そういったことに関しては、やっぱり各社、言葉若しくは映像で伝える努力をしていますが、私として思ったのは、大体、供述部分で、覚せい剤を吸ったときに気分がよくなったとか、寝ずに働けたから使ったみたいなことをよく表現したりしますけども、やっぱりそのほかに、覚せい剤を使うと骨がぼろぼろになるとか歯が抜けるとか、そういった怖さを伝えるということも必要なんじゃないかなというのは、今

回聞かせていただいていたと思います。裁判員を経験されて、やはり日々、一般の生活と全くかけ離れたことを裁判員として体験されたということなんですけども、やはりその中で生活上で寝れなくなってしまったとか、家族との会話がある意味おかしくなったというか、通常の日頃使わないような言葉が出てしまったとか、そういったような生活への影響というのがあったのかどうか教えてください。

司会者

1 番の方からよろしくお願いします。

1 番

影響は一切ございません。家族とテレビを見ていて、ちょろっと専門用語が出てきたりするんと、やっぱしこれは作り事ではなく現実そうなんだなって、そういう話あったよみたいなことで、全然怖い事件ということではありませんでした。覚せい剤を目の当たりにしたんですけれども、結構テレビもドラマもうまく作ってあるなというのは分かりました。報道はやっぱすばらしいな、現実に即してるなというふうに思いました。眠れなくなったとかどうかということは一切ありませんし、この裁判員に参加してすごくよかったなというふうに思っておりますし、できれば、今すぐではないんですけれども、一生のうちにもう一回ぐらい参加してもいいかなというふうに思っております。

司会者

2 番の方お願いします。

2 番

以前、裁判員が裁判を起こしたという話がありましたよね。私はあれよく分かんないんだけど、裁判員をやらなきゃいいじゃないかと思ってるんです。やっぱりその前段で自分の心構えとか期待とかがあるわけですね。そういうものは自分である程度腹くくってないとできないですよ。大変なことをやる

わけですから。そういったことの心構えを、やっぱり裁判員に選ばれた方はもう少し明確にすべきだと思うし、確実にすべきだと思っています。そうしなければ、人を裁くわけですから、日本の場合には裁判官と全く同じシステム、裁判官ですから、そういうことをやるわけですから、腹くくった腹づもりをして臨むという姿勢がなきゃいけないと思います。私自身は生活への影響は全くありません。こんな感じですから痛くもかゆくもないです。以上です。

司会者

ありがとうございます。3番の方よろしくお願いします。

3番

正直ですね、今回の密売に関わっていた人が証人として出廷をしたんですけど、その人の住んでたエリアと自分が住んでたエリアがほとんど同じなので、身近にこう、何というんですかね、やっぱりいるんだなという感想は持ちましたけど。ただ、眠れなくなったとか、生活に影響があったとかというのは一切なく、むしろそういった裁判員制度というものを例えば職場の人に、こういうことを自分は体験して、もしそういう抽選で選ばれたら辞退せずにやってみたほうが良いと私は思うよみたいなことをかなりの人に、ネタ的にも本当に何かこれは私の今年の最大のトピックだよみたいなことを言いながらお話をする機会は、非常に増えました。以上です。

司会者

ありがとうございました。4番の方お願いします。

4番

私はちょうどその頃転職していて新しい職場に入ったばかりのときだったので、家に戻ってから娘に「もう忘れて、次、次」とかって言われて、次、次と邁進してきました。裁判所からこの意見交換会の案内をいただいて、ああそういえばそんなことがあったくらいに落ち着いていました。忘れては

いなかったんですけど、落ち着いて暮らしていました。おかげさまでした。  
以上です。

司会者

5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

子供がディベートというのをやっていて、全国ディベート甲子園というのの問題が、たまたま裁判員裁判が必要かどうかというような話でした。春の大会のときは人権問題、裁判員の心の負担というのがあったんですが、実際に自分が経験して社会の仕組みがよく分かりました。実際には裁判の組み立てとかいろんなことを知らなくて、一部の結果だけを聞いて、あっ勝ったんだとかそういうことしか分かってなかったんですが、それには、そこに行き着くまでの、まず警察が働いて検察官がやってという、そして決めていくということに対し、非常に正しい社会だなと思いました。それでまた、その夏の大会と全国大会にも出ることができたんですけども、そこではやっぱりその裁判員制度も変わっていて、心の負担というのがもうディベートの大会の論点にはならないぐらい、裁判員裁判というのは裁判員の人権というか気持ちを守る仕組みもできて確立されてきているということが、その議論の中からも見えてきましたので、私も実際に体験して本当にそうだと思います。できれば裁判の仕組みですとか、あと何が悪いのか、覚せい剤をやることなのか、売ることなのか、そういうことを含めていい勉強になって、眠れないことはなかったんですけど、ふと考えることはありました。でも、何かもし自分ができるんだったら、検察官とか裁判官とかになってみたかったななんて思いました。

司会者

6 番の方よろしく申し上げます。

6 番

質問いただいているような症状は一切ございません。また、参加させていただいた裁判の内容が、そのような要素がほとんどないものでございましたので、その点については幸運だったと思っております。

司会者

7番の方よろしく申し上げます。

7番

はい。私も日常生活の支障はありませんでした。でも、裁判員に選ばれたときに周りでは何か余りいいイメージではない方が多かつたらしくて、「えっ、参加するの。やめなよ。」という、何か引き止めの意見が周り多くて。なぜかなと思ったら、やっぱり人の刑に携わることなので、人の人生までも関わることなので、もしかして逆恨みされちゃうかもよとか、町を歩けなくなっちゃうかもよという、そういう恐怖のことをいっぱい煽られました。でも、正直そうなのかなという半信半疑の気持ちもあったんですけども、私は第一にとっても参加してみたいなというそういう好奇心の気持ちのほうが多くて、実際に参加したときに、とても本当に一般の私、何か本当に法律の勉強もしたことのない私がこういう場に参加できて、とても本当に勉強になったし、私の人生の中ではとても本当にありがたいことです。その後、あの事件の内容とか詳しいことは言わないで、裁判員制度に参加した経験があるんだよと言って、でも初めは大体否定で、「えっ、そんな。よく参加しましたね。」という驚きの意見が多くて、でも何か話してるうちにとても安全なことがとっても伝わって、もっとこの裁判員制度に参加することによって、安全でとても人生経験にすごいすばらしいものを得られることをみんなに伝えるように宣伝したほうがいいように思います。私もとてもいいことをしたと宣伝し、周りに伝えたんですけども、何かイメージ的に余り、何かちょっと誤解というか、すごいイメージがあるみたいで、もっとすごい明るいイメージの宣伝とかあったら、もっと皆さん参加したいなと。私も実際こうやって

またお便りが来て、あっ、ラッキー、また参加できることになってとてもうれしかったんですけども、こういう経験はまたできたらチャンスがあればしたいなと思うし、とても何か人の心のありようとかとても勉強になりました。なので全然、心情的にはとても穏やかに普通の生活で過ごせました。

## 司会者

それでは、評議の関係について御意見を承ってまいりたいと思います。この評議については裁判官としてもいろいろと頭を悩ませているところです。先ほど来、前例踏襲と言うけど、むしろこれから前例を作る、そういう気構えでやるべきじゃないかという御指摘もありました。ただ、何か指標がないと、取っかかりが欲しいな、という声もありましたし、量刑グラフについても言及がありました。評議の関係については裁判官の説明のうまい下手も含めて御自由に思っているところをお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

## 2番

これだけは言おうと思ってたんで。実はね、最初から携わったときに、私たち国民に対する気の遣いようが、我々世間の立場から考えると非常に手厚過ぎるなと感じました。それで裁判大丈夫なのと反対に心配したことがありました。やっぱり我々にウエートをかけ過ぎてるんじゃないのというのがありました。それは率直な気持ちです。今でもそう思っています。だから、当時お三方プロの裁判官がいましたけども、大変気を遣って、昼食なんかと一緒に食べたりしてました。これってちょっと国民に甘いんじゃないのかなと思いましたから。甘いという言い方というのはよくないかもしれないけども、もうちょっと優しくなくてもいいんじゃないのと。正しくやればいい話ですから。気を遣い過ぎないで正しい裁判をやってくださいということを思いました。今日もそうなんだけども、非常に皆さん事務方もお気遣いいただいて、こんなこと要らないよ。だから、もっともっとざっくばらんに、こっち来て

ください、来てよとか、そういう感じでいいんだよ。そういうふうにしてもらわないと、私たちもしゃちほこぼってしまってね、堅い話になってしまうんだね。だから、もう少し、開かれた裁判をするわけだから、もっと何か、それこそ何かぶっちゃけ何とかというのものもあるけども、ぶっちゃけ裁判でいいんじゃないのかな。ぶっちゃけ指導でいいんじゃないかなという感じがしますよね。以上です。

司会者

ありがとうございました。どうぞ御自由に御発言いただいて結構です。どうぞ。

1 番

私も2番の方がおっしゃったように、最初来たときに余りにも待遇がすごく気を遣っていただいちゃってるんで、これでいいのかしらみたいに思いました。やっぱり、裁判ということは人を裁くわけですから、私は私なりの覚悟で来ておりましたけれども、本当に食事、お金は自分たちで払いましたけれども、食堂に連れて行っていただいたり、違うところのほうがおいしいということで、違うところも連れて行っていただいたりとか、随分ここに来る前の裁判官とかのイメージが変わりましたよね。こんなに私たちに気を遣っていいんだろかというふうに、やはり2番の方と同じように思いましたけれども。でも、やっぱり全然慣れない一般の私たちがここに来て人を裁くという、たまたま今ここに出席している私たちは覚せい剤ということでね、死体を見るとか血が流れているところを見たとか何とかということがなく穏やかにいったわけなんですけれども、人を裁くということを、量刑を決めなければいけないというその目標に向かって行く私たち素人を専門家の方が迎えるということで、そういうふうにしないと、途中で来なくなっちゃってもいけないし変な評判が立っちゃってもいけないしみたいなことがあったのかなと思います。でも、ちょっとばかし、そこまでしなくてもいいのになみたい

に思いました。

司会者

どうぞ，3番の方。

3番

裁判自体は専門の方3人いらっしゃるのでも、その方だけで、当たり前ですけど、ほかの裁判はやってるわけですから、私たちの存在はなくてももちろん進行はできるし、判決も多分下せるんだと思うんですけど、この制度の目的自体を考えて、私たち、いわゆる素人の考え方も必要なんだからということで、しかもふだん全くその裁判員の方と接してないわけだからコミュニケーションをとる手段が今までなかったということを考えると、やはり話しやすい雰囲気作りをしてくださったというふうに、気を遣ってたというよりもその辺のことを裁判長を初めとした裁判官2人、計3人の方がかなり私たちに話しやすい雰囲気作りをしてくれたんだなというふうに感じました。そうなので、自分としては自分が思っていることを非常にちゅうちょすることなく話すことができたんじゃないかなと思います。さっき7番の方がおっしゃったように、だから多分、ともすると世間的なイメージが、何か行かないほうがいいよとか、何かそういったイメージを払拭すること自体も、きっと裁判長というか裁判官の職務というんですかね、いうこともやっぱり仕事としてあることだと思ったので、自分たちを担当してくれた裁判官3人は、そういった意味でいい雰囲気を作ってくれたんだなというふうには感じました。以上です。

司会者

4番の方はいかがでしょうか。

4番

先ほど申し上げたとおり新しい職場に入ったばかりで、そこの管理者が急に、お休みをいただく申請をしたときにキョドリ始めまして、「それって、

それって、あなたまだ有給じゃないんだから、公休になるの、なるの、なるの」なんて言って慌てられたのを覚えていますね。結局4日間仕事を休ませていただいて、2日分お給料をいただいたんです。これ、国民としての仕事だったんだなと思いましたね。なので、お気遣いいただいたのはいただいたんですが、あれですよ、おこがましいですけど、仕事をさせていただいたんだと思えば、何でしょう、慣れない環境に来て、それで仕事をさせていたわいわけで、お気遣いだったんでしょうけれども、そんなにむげに、そんなにそんなにいいですよというようなあれではなくて、気持ちよく受けた次第です。これだけは言っとうとうと思ったことを私も言わせてください。最後、さよならのときに裁判長がお仕事頑張ってくださいねとおっしゃってくださったのを今でも覚えています。ありがとうございました。以上です。

#### 司会者

5番の方はいかがでしょうか。評議について、別に待遇とかそういうのに限らずですね、刑を決めるに当たっての話し合いについて自分の意見が十分に言えたか、また言えるような環境が整っていたのか、そこら辺について御感想をいただければと思います。

#### 5番

評議の場で十分に意見が言えるように、3番の方と一緒になんですけど、コミュニケーションをとれるように一緒にお昼に行っていたり、そのほかのちょっとした休憩の時間もさりげなくお気遣いいただいていたととても感謝しております。評議自体は初めてのことで、刑を決めるという重たいことがあったんですけども、いろんな情報を、量刑相場にしても出していただいて、その順番も最初に自分たちの感想を言って、それから何というか、具体的な例みたいなことを教えていただいたりして、非常に自分の意見も言えましたし、それから今振り返っても自分でもよい判断ができたし、よいところに落ち着いたなと思っております。

司会者

ありがとうございました。6番の方はいかがでしょうか。

6番

普通の会社でもそうですけども、声の大きい方が会議で発言するというような雰囲気はどうしても作られてしまうとは思いますが、非常にそういうところに気を遣っていただいて、声の小さい方でも発言を必ずするような雰囲気に持って行っていただいたのは非常に感謝したいと思っております。以上です。

司会者

ありがとうございます。7番の方はいかがでしょうか。

7番

私は全然法律が分からなくて、裁判員裁判に参加する前に六法全書でも読みあさって行かないと駄目なのかなと思ったぐらい本当に無縁だったんです。評議の場では、専門用語は一切使わずにとても一般の方とかにも分かりやすくいろいろ事件のこととか法律のこととかを説明していただきました。お昼休みとかも皆さん何か和気あいあいで、プライベートのお話をしたりとか自己紹介をしながらと、そういうお心遣いがとても行き届いていて、そういうお心遣いがあったから、発言できる、安心して安全な発言ができる、リラックスできるムードを作ってくれたんだと思います。じゃなくても、やっぱり人前で全然知らない世界のことを発言するということは、本当に戸惑いとか緊張とか本当に不安だらけだったんですけども、そういうのも感じさせないぐらい、やっぱりそういう安全の場を作っていただいたというのはとてもありがたくて、毎回行くのを楽しみにしていました。全然不安なく参加できたので、とても楽しくて、いい経験ができました。そういう楽しい経験ができたにもかかわらず、報酬ではないですけども、お金までいただいたことは、とても責任感も、そのいただいたことによって責任感が発生して、とても責

任ある発言をするという意図ができました。

司会者

ありがとうございました。時間も迫ってまいりましたが、何人かの方がこれだけは言っておきたいというふうにおっしゃっていることがございました。何か言い足りないことがあれば、ぜひこの場所で御発言をいただければと思いますけど、いかがでございましょうか。どうぞ。

2番

全く素人ですけども、アメリカの陪審制だとちょっと勉強したんですけども、全員が評決に参加して全員が賛成しなきゃ駄目ということですよ。さっき弁護士からありましたけども、日本でも1928年ですか、陪審制度があったけど駄目になっちゃったということで。今回の場合には感覚が全く裁判官なんですよ。それは全く今までなかったわけですから、国民とは全く乖離していたわけですから、それはそれで国民に受け入れられた、取り入れたということは、法律で決まったということは非常に素晴らしいことだと思いますし、これをもっともっと理解を得られる方向へ行けば、もっといい正しい裁判ができるのかなと。もう一つ言いたいのは、我々裁判員の立場も、先ほど申し上げましたけども、やはり素人でいいんだと。全く知らなくていいと思う。知っていると、要するにプロになっちゃうわけですから、全く素人でいいと思う。そういう感覚を持ってないと、新しい意見は出ないと思うし、率直な意見は出ないと思っています。以上です。

司会者

ありがとうございました。どうぞ。

牧野弁護士

第二東京弁護士会の牧野といいます。実は裁判員経験者の方の交流会というのをやっています。インターネットで引いてもらえば引けます。御質問したいのは、先ほど、特に覚せい剤、特に密輸なんかは、大体キログラムで、グ

ラムで何年と相場が決まっていると。その過去の前例を尊重する要請はもちろんあるわけですが、一方で裁判員が入ったのは、自分たちの常識を生かすということで、その調和が問題になると思うんですけども、何人かの方は情にかなり動かされたとか、例えば反省具合とか関わり方も気にしたということですが、ある方はやっぱり社会的害悪であるから過去の前例どおり中心にすべきだというふうに言うんですが、その過去の前例と自分たちの常識を反映させて、かなりかわいそうとか、サポートがあるかとか、その辺をどの程度バランスで悩んだかどうか、もう過去の前例でいいんだというふうに割り切ったのか、そこはかなり悩んだのかどうか、どなたからでも御意見があれば伺いたいと思います。

司会者

どうぞ、4番の方。

4番

もらい泣きした私でしたが、人となりはそれはそれとして評議の場では罪についてでしたね。それで、過去の前例みたいなグラフを示されたものから、全員で勘案して、全員で納得したものでしたね。罪について、情にほだされたとかそういうのではなかった。

牧野弁護士

そっちは量刑にはあんまり影響しなかったということですかね。

4番

そうです。はい。罪についてだけをみんなで本当に考えましたね。

牧野弁護士

ほかの方はいかがですか。罪についてだけですか。情状、一般情状を議論に加味したという方はいらっしゃらなかったですか。

1番

扱った事件に関しては、情状とか何とかということは、まるっきり考慮し

ないということはないんですけれども、罪は罪という考えでみんなで話し合  
って出しました。ですから、情状ということは、その刑の中には入りません  
でした。

2 番

むしろその情状ってやつはね、裁判なんかも5対4で決まるわけですよ。な  
だからそのところは非常に何といふかな、厳しい線じゃないですか。その  
4のほうも情状なわけじゃないですか。そういう意味での情状という解釈で  
もいいんじゃないかなという気がするんですけどね。大きい意味で考えたと  
きにね。

3 番

結果としては検察官の求刑に比べたら、自分たちの担当したのは7年の求  
刑に対しての6年の判決だから、裁判をする側からすれば別に情状酌量して  
るつもりはないんだけど、検察官の求刑どおりになってないから、結果とし  
ては情状酌量したのかなみたいな感覚、感覚的な話ですけど、ということ  
です。ただ、こちら側としては別に酌量したわけではなくということですね。

牧野弁護士

ありがとうございました。

司会者

それでは、長時間にわたりまして貴重な御意見を承りまして誠にありがと  
うございました。本日伺った御意見を更に今後の実務に生かして、よりよい  
制度作りに私ども法律家としても邁進してまいりたいと思います。本日はど  
うもありがとうございました。

以 上